



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	教育家と衛生家との衝突「学校衛生顧問会」と武術の学校正科編入問題
Author(s)	鈴木, 敏夫; SUZUKI, Toshio
Citation	北海道大學教育學部紀要, 54, 1-12
Issue Date	1990-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29339
Type	departmental bulletin paper
File Information	54_P1-12.pdf



教育家と衛生家との衝突

「学校衛生顧問会」と武術の学校正科編入問題

鈴木敏夫

Conflict Between Educators And Hygienists : The Advisory Committee of School Health and the Introduction of Martial Arts to Regular Curriculum

Toshio SUZUKI

目次

はじめに	1
1 戦後経営としての学校衛生と勅令第百八十五号	2
2 教育家と衛生家との衝突	5
3 学校衛生顧問会答申と教育側の反応	7
おわりに	9

はじめに

明治期における武術（主として撃剣・柔術）の学校正科編入問題には、3つのエポックがあったと考えられる。

第1は、1883年（明治16）から1884年（明治17）の時期、即ち文部省が体操伝習所に対して「武術の教育上の利害適否に関する調査」を命じ、調査の結果、正科に加えることを不適とした伝習所の報告が出される間の時期である。第2は、1896年（明治29）の「学校生徒に撃剣柔術を課するの可否に就き」西園寺文部大臣の「学校衛生顧問会」への諮問と、それに対する同会の答申の時期である。第3は、明治30年代末から44年の時期、即ち日露戦争を契機とする武術関係者を中心とした一連の帝国議会請願運動、及び社会世論の高まりの中で、1911年（明治44）、文部省は「中学校施行規則の一部改正」を行い、武術を正科準用（随意科目）扱いとして許可を与えた時期である。

従って、この問題はほぼ10年周期でクローズアップされ、第3期に文部省の一定の政策変更という結末を見るのである。

本稿では、このうち第2期にあたる部分の考察がなされる。本期における武術の正科編入問題は第1期とは異なり、それが一つの社会的要請及至世論というものを背景として立ち現われた所に特徴があった。当時、小学校における体操科は「体操ハ身体ノ成長ヲ均整ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ」（小学校教則大綱）とあるように、身体的並びに精神的目標が掲げられていたが、身体運動を解剖、生理、衛生学的側面からとらえようとする体操伝習所以来の「生理学的体育観¹⁾」が依然として文部当局の考えの主流をなしていた。

折しも日清戦争後の尚武的風潮の中で、わが国における伝統的武術の再評価を求める気運が高まった。為に文部省はこれを教育上（体育上）の側面からどのように扱うかについての統一見解

を策定すべく、発足間もない「学校衛生顧問会」に「学校生徒に撃剣柔術を課するの如何」を諮問した。

本稿では武術に対する社会的要請のうちで、いわゆる教育世論の動向がいかなるものであったかという視点から、武術問題が顕在化する契機や教育界における組織的対応のありよう、及びこれに対する「学校衛生顧問会」との対抗関係、「顧問会」答申に対する教育側の反応などについて明らかにしてみたいと思う。

尚、武術の正科編入問題に関する先行研究については、これを武術関係者の運動という側面から取上げた中村民雄氏の「明治期における武術の学校正科教材編入のため請願運動について」の論稿がある²⁾。また、「学校衛生顧問会」関係については、我が国における生成期の学校衛生史上、「顧問会」の役割を総括的に吟味しようとした近藤真庸氏の「学校衛生顧問会の研究」(四編)がある³⁾。

1. 戦後経営としての学校衛生と勅令第百八十五号

1894年(明治27)7月、豊島沖での武力衝突に始まった日清戦争の2ヶ月後、文部省は「北海道府県に対する小学校の体育及び衛生に関する訓令」(文部省訓令第六号)を布達した。

本訓令の趣旨は、その前文において「小学校ハ小学校令第一条ノ示ス所ニヨリ、児童ノ身体ニ留意シ、教育ノ完成ヲ期セザルベカラズ。我が国旧来弓馬剣槍ノ武芸盛ニ行ハレ、体育ノ道ニ於テ欠ク所ナカリシモ、維新後兵制改革ノタメ、アル種ノ武芸ハ其必要ヲ失ヒタルト同時ニ、体育ノ衰退ヲ致セルコト、又、教員及ビ生徒ガ学問知識ノ進歩ニ急ニシテ動モスレバ知育ノ一方ニ偏向セルコト、及ビ社会一般ノ衛生ノ必要ヲ感ズルコト未ダ深切ナラザルコト、コレヲ多数ノ原因ノタメニ各般ノ学校体育及ビ衛生ノ方法ハ依テ不完全タルヲ免レズ」と示されているように、明治23年の「改正小学校令」における教育的目的の実質化であり、わけても体育、衛生教育の振作が、ここに至ってようやく国家的レベルで認識され始めようとしていた。

主文中、今後留意すべき事項として体育上の側面からは、普通体操を基調としつつも兵式体操の活性化をうたい、かつ身体運動が「意気快活を覚ゆるの効果」という観点から、軍歌などを用いて氣勢を壮んにすべきことが強調されている。また、衛生上の側面については姿勢、喫煙、「過度に脳力を勞せしめない」教授上の工夫などを指摘する程度で、総じて学校衛生の位置づけは薄弱であった⁴⁾。

既に文部省は1891年(明治24)9月に三島通良を「学校衛生事項取調」に委嘱し、我が国の学校衛生に関する調査を開始していた。そして1893年(明治26)までに九州、四国、中国、東北各地方の調査が行われ、三島はそれらの結果を「復命書」にまとめている。しかしながら、本訓令においてこうした三島らによる実地調査に基づく学校衛生上の提言は十分に生かされたものとは言えなかった。

学校衛生の振作をめぐる文部省の模索は続けられた。その結果、新たに成立を見たのが学校衛生施策推進の中核的機構たる「学校衛生顧問」の制度であった。

1895年(明治28)12月開会の第九帝国議会は、日清戦争後の国家経営問題をめぐって審議が行われた。当時、教育界では日清戦争の勝利を国民教育の地道な成果として結びつける論調が目立つ。即ち「学制」(明治5)以降、公教育制度の漸進的な充実と相まって、国家の相続者たる生徒の教育的資質の向上が戦争に勝利をもたらした基底要因であるとする評価であった。と同時に、今後対外列強に比肩しうる国力の増強という国家的課題に、教育はいかなる役割を担うべきかが

求められた。

この時期、学校教育の振興とかかわって新たに浮上したのが「学校衛生」の領域であった。文部省は「訓令第六号」に基づく学校衛生の拡充を図るべく、「学校衛生顧問及主事設置の件」を帝国議会に提出した。戦勝後における国家の経営問題に関する諸法案の提出は「指ヲ屈シテ数フルコト能ハサルノ多数ニシテ予算中ニ掲クル所ノ歳出モ前年ノ比ニアラズ」⁵⁾という中で、この法案は可決された。

本法令は次の通りである⁶⁾。

「勅令第百八十五号」(文部省に学校衛生顧問及主事を置くの件)

第一条 文部省に学校衛生顧問九人以内学校学校主事一人を置く

第二条 学校衛生顧問は文部大臣の諮問に応じて学校衛生に関する事項を審議す

第三条 学校衛生主事は文部大臣の命に依り又は各局長の指揮を承け学校衛生顧問に諮詢すべき事項の調査その他学校衛生に関する事を掌る

第四条 学校衛生顧問及学校衛生主事は文部大臣の奏請に依り内閣に於いて之を命す

第五条 学校衛生主事は学校衛生顧問と同一の資格を以て会議に参列す文部大臣は部下の官吏をして学校衛生顧問の会議に参列せしむることを得但可否の数には加わることを得ず

第六条 学校衛生顧問の会議に必要な規定は文部大臣之を定む

第七条 学校衛生顧問には一箇年三百円以内学校衛生主事には一箇年千二百円以内の手当を給す
西園寺文相は規定に基づく九名の学校衛生顧問と学校衛生主事一名を任命したが、その構成を見る限り明らかに医学界及び衛生行政に連なる重鎮の登用であった⁷⁾。

ところで、この時期にかかる施策が急速に制度化された背景は何か。それは、直接的には戦後経営の在り方と深くかかわらざるを得ない。対外戦争に勝利した日本が国力増強のもとに、アジアにおける経済的、軍事的優位性を保持する上で国民の身体に期待したものは、遅しい労働力、軍事力としてのそれであった。こうした国家的要求に学校衛生は重要な意義をもつことを「学校衛生主事」三島通良は「戦後経営における学校衛生」と題する講演で述べている⁸⁾。それは、国家的衛生行政の政策立案者としての基本的認識に他ならない。

三島は戦勝の結果、各種事業が勃興し資本投下も急激に膨張をきたしつつある昨今、戦後経営の一つとして学校衛生は国家の一大急務であるという前提に立つ。講演内容は1)学校衛生とは何か2)学校

三宅 秀	学校衛生顧問	医学博士
エ・ベルツ	帝国大学	名誉教授
豊住 秀堅	海軍軍医	大監
小池 正直	陸軍軍医	監
後藤 新平	内務衛生	局長
緒方 正規	医科大学教授	医学博士
小金井良精	医科大学教授	医学博士
弘田 長	医科大学教授	医学博士
長谷川 泰	中央衛生	委員
三島 通良	学校衛生主事	東京師範 学校教授

衛生の現状3)学校衛生施策の国家的振興についてであった。我が国に学校衛生が一科の専門学として紹介されたのは、1880年(明治13)バキンスキーの『学校衛生学』であったが、これをもとに三島は『学校衛生学』を著した。彼によれば、学校衛生は「公共の事として行うべき衛生の事業」即ち公衆衛生学に属するものという。従って、これを教育に適用すれば学校衛生の講究すべき問題は学校の敷地、校舎の設計、就学の年齢、学科・就学時間、学校伝染病、体操遊戯の主旨、方法である。ここで明らかなように、体育は学校衛生の一部分として「学校衛生は体育その

他の事項を包含したもので範囲は広い」ものと捉えられている。そして、「小学校令」の趣意は「児童身体ノ発達に留意シテ」普通教育を施すことにあるが、現状は趣旨ど通りに実行されていないことは自明の理である。それゆえ本邦の学校生徒は非常な苦境に陥っていると例証する。

三島は1891年（明治24）に「文部省学校衛生事項取調」となり、本州各地を巡回した。視察をまとめた『学校衛生取調復命書摘要』によれば、学校敷地について適当と見做されたのは全体の四割程度であり、校舎は構造上、採光上、換気上からみても極めて劣悪で適当と見做された学校は四分の一であった。為に脊椎彎曲や近視の発生原因となっている。その他教室の机、腰掛け、便所の構造、体操場の不備などを指摘している。児童生徒の衛生上問題ありとするこの提言は、三島をして「今日の学校は其所へ通学してから病人となるゆえに、むしろ病体奇型製造所」といわしめている。

かかる事態の放置は、近い将来国家に二側面からの深刻な打撃を与えるであろう。三島は「国家の生産力といふものは国民の体力と能力から出て来る……国民の生産力即ち体格、健康、体力と能力から生み出す所の真の生産力に至りては私の考えでは退歩するであろう」と述べた。又、「海陸軍省においてもこれから先き補充する兵の成績に由って観れば、成績は年々悪くなって来ておる」と警告した。この国民の生産力と良質の兵士の確保という二側面こそ日清戦争後の国家的要求の支柱をなすものであり、事実国民の相続者たる学校生徒の健康、体力の現状は国家にとって無視できない段階に来ていたのである。

第一回学校衛生顧問会議は1896年（明治29）6月12日に文部省に於いて開催された。議事に先立ち、議長の選出方がはかられ投票の結果、三宅秀が選出された。その折、西園寺文相は「学校衛生は実に教育の基礎にして教育上一日も欠くへからさるところなり、本省に三島医学士に囑託して是が調査に従事せしめたるが其結果愈進みてコレガ調査実行をなすへき必要あるを認めたり、よりにて今般この会議を興す事となりぬ希くは諸君は硯学専門の士なれば各自の学術知識を応用してコレガ審議に従ひ以て国家の為其効果を得るに至らしめん事を」と述べ、本会が成立する背景と今後の活動への期待を表明した⁹⁾。次いで、文相より諮問された「学校生徒に撃刺柔術を課するの如何」についての審議が開始されることとなった。第二回会議は6月17日に開催され、ここで「学校衛生顧問会議規則」を確定した¹⁰⁾。

第一条 議長は顧問の互選に依り文部大臣之を命ず議長の任期は一箇年とする

第二条 議長は議事を管理し会議の議決を文部大臣に具申す主事は議長の指揮を受け議長の職務に関する事務を助く

第三条 議長事故ある時は当日出席の年長の顧問その職務を代理す

第四条 学校衛生顧問の会議は毎月第二水曜日を以て開会定日とす

第五条 文部大臣に於いて必要と認むるときは臨時会を開くことあるへし

第六条 顧問は病気其他の事故に依り出席することは能はさるときは其旨文部省に届出つへし

第七条 会議は顧問及主事半数以上出席にあらざれば開くことを得ず但し文部大臣より特別の命ある場合に於いてはこの限りにあらず

第八条 議決は多数の可否する所による可否同数なるときは議長之を決す

第九条 議案の調査修正を要する場合に於いては議長を指名し之に付託することを得

第十条 会議は傍聴を許さず但し文部高等官及問題に関係の局課員はこの限りにあらず

学校衛生顧問会制度の成立は、教育関係者の間で歓迎された。『教育報知』は次の如く報じている¹¹⁾。

「学校衛生の重んずべき敢えて喋々を要せず、今日体育なる者の発達と従て学校衛生なるものの進歩とは実に一日も緩うする能はざるなり。政府ここに察するあり、新たに学校衛生主事を置き朝野の大家を網羅してこれが顧問となし、学校衛生の振興を期する所あらんとす、事や小なるが如くも実に我教育社会近来の寂漠を破る、この一事に増すはなかるへし。我等は深く文部の計営の当れるを賛すると共に、成るべく学校衛生取調の範囲を大にして学校建築に関する各範の研究をなさんことを願う」

ところで、「顧問会」は勅令第百八十五号第三条において主事の主導性をうたっている。これによれば、協議事項に資する原案の作成を求められており、ここに三島の果たす役割は大きかったと目される所以があった。だが、問題は「顧問会議」の閉鎖性、即ち非公開主義にあった。教師達は教育的環境、なかならず学校衛生上の諸矛盾を是正する上で、「顧問会」との結びつきを持つことを期待していた¹²⁾。

こうした「顧問会」と教師間の意思疎通の欠如は、はからずも撃剣問題における教育側と衛生側との一大論争を引起こす結果となった。

2. 教育家と衛生家との衝突

1895（明治28）10月、大日本教育会は各府県教育会に対して、戦後教育の在り方をめぐる調査を求めた。このアンケート調査によれば、忠君愛国の精神の奮興、尚武的気風の養成、公共心及び勤儉の習慣の養成が教育上の留意事項の上位を占めた¹³⁾。このように愛国的、尚武的色彩を教育内容に反映させようとする試みは、教育界内部に我が国固有の武術を新たに学校の正科として編入せしめる気運を生じさせた。東京府教育会の活動はその典型ともいべきものであった。文部省の武術を学校生徒に課するの可否について「学校衛生顧問会」への諮問に先立つ、明治28年秋に同会は「勤儉尚武の気風に就き東京府教育会の調査事項」なるものを公表した¹⁴⁾。要項中、教育（体育）上に採用する尚武の方法として「兵式体操に力を用ひ時々遠足行軍を試みる」ということ、さらに「水泳、撃剣、柔術、射術、馬術等の中に就き土地の状況により、一科若しくは数科を学校の正科としあるいは随意科として習練せしむる事」が明示されている。東京府教育会は府下の小学校教員を中心に、府庁学務課員を加えた初等学校関係者の集りであったから、武術の適用範囲は明らかに小学校生徒にも及んでいた。

こうした教育団体の動きの中で、翌29年1月、東京府下の小学校長によって組織された「教務調査会」が独自に「高等小学校生徒に撃剣を課する利害調査」の結果を発表した¹⁵⁾。

それによれば「近来撃剣は体育の目的を達すべき唯一の技術たるべきことを唱道し、誠にこれを児童に課し若しくは課せんとするもの漸くその数を加ふ」との認識から、それが体育上、心育上に及ぼす利害について究明する必要があるとしていた。撃剣の体育上における一般世論の異議として、打撃による脳障害、局部的運動、過激性、学齢年限の短さによる履修効果の乏しさなどが挙げられるが、これらは児童の身体発達の立場から合理的かつ適切な方法を講じたならば解決されるべきもので、むしろ撃剣は持久性、敏捷性、骨格の強化に加えて徳性の涵養に至大の効果ありとして、高等小学校の教科に加えることを強調した。

東京府教育会は教務調査会の見解を受けて、6月27日の常集会において「高等小学校男子生徒に撃剣を課する可否」を討議課題とすることを決議した。折しも武術の学校正科編入をめぐる「顧問会」の対応が、大詰めの段階にさしかかろうとしていた。

こうした教育側の動きに対して、「学校衛生主事」三島通良は次のような批判的見解を述べ

た¹⁶⁾。

「夫れ小学校生徒に撃剣を課するの可否を議論するは、取りも直さず純粋なる体育問題に属すべきものたるや、即ちこれ衛生学者の研究すべき問題なりす。何とならば、生理衛生の事理に明らかならざる、素人がいかに頭を悩めたりとて、決して体育上のことを了知する能はさればなり。以此觀之、今回東京府教育会がその常集会において討議せんとする小学生徒に撃剣を課する可否問題の如き、かかる議案は実にこれ衛生学者間に起るべき問題にして、純然たる教育に力を致さんことを平生の希望とせる教育会の為すべき所にあらず。この点においては、東京府教育会にして、果たして前述の会議を為すが如きことあらば、あるいはその分を忘れ、その限を越えたるものにはあらざるか。しかるに、漠然たる尚武云々の位の言辞の下に、これを討究せんと欲す。余は決してその益なきを信ず。思うに教育者の職務としては、衛生学者が調査せしその結果の善良なる者を学齢の下に、実施履行するにあり。若しそれこの時にして疑問あらば須くその局にあたる者に質すに如かず。東京府教育会にして果たして疑問あらば、衛生会の如くあるいは学校衛生顧問会議の如き所に向かいて、これが諮問を為すのむしろ穩当にして、その効果の多きに如かんや。東京府教育会たるもの何を苦しんでか無理に拙策を取らんとするや。」

一方、国家医学会もこの問題を取上げ、「体育問題は必ず精密な医学上の学理と実験とによりて之を攻究し、その利あるを探りその害あるを捨つ……文部省においても本年より学校衛生顧問学校衛生主事を置きて体育に関する問題の調査審議をなさしむることとなりたるほどなり。然るに、彼の教育会この知識を有せざるもの団体なれば単独にてこの大問題を始終判定せんとするは妄動なり」と報じているが¹⁷⁾、明らかにその見解は三島擁護の立場にたっていた。

三島はさらに撃剣問題に言及し、「撃剣は小学児童の体育に何等の益なきのみならず、むしろ弊害あり、かつ局部の運動にして総体の円満なる發育を期する能はざるもの」と断言している。この三島の評言にたいして、東京府教育会は「教育会は何故に体育問題を議する能はざるか」と猛烈な反論を加えた¹⁸⁾。

三島の見解は要するに 1) 撃剣問題は純粋な体育問題である。体育問題は衛生学者の研究すべき問題であって、しかも教師は衛生上の学理にうとい素人である。2) 従って、それを生徒に課するか否かは衛生学者の判断に属すべきことである。3) 教育者は衛生学者の下した結果に基づいて学齢のもとに行えば良い。疑問あらば学校衛生顧問会に求めよ。という点にあった。

これに対する教育側の反論は次の3点であった。

- 1) 我々教師は、政府の定める試験に通過した有資格者である。従って衛生知識の欠落した者はいない。三島が教師をして生理衛生の事理にうとい素人と見立てるのは明らかに教師の職分と資格を蔑視したものである。
- 2) 撃剣問題の講究は、教育上からも可能である。
- 3) 撃剣問題は単に、学理上の問題ではなく教務の範囲の問題でもある。従って、我々は「体育の発達を実施履行する方法手段を求めんがために」討議する義務がある。

というものであった。

このように、教育会側は三島の主張する体育問題における衛生家の主導性なるものに一定の反論を試み、さらに次の言辞を以て結論にかえている。

教育家は児童の三育を完全円満に発達せしむる方法手段を講ずるにおいて、十分の研究をなすの義務であり、只夫れ研究の方法たる決して一面よりすべからず、あるいは学理上よりし、あるいは経歴上よりし、教育上、衛生上、八面より討究探査し而して後初めて事相の真核を得

べきなり。若し夫れ教育家にして其之を研究するの余地を容れずとせば、教育家は徳育、智育等に関しても何等の講究をなす能はず、ツマリ如個木偶たるを免れざるに至らん、三島氏の言の如くは道徳上の事博物上の事、地理歴史上の事、総べて専門道徳家、博物家、地理家、歴史家以外の素人が頭を悩めても駄目なるべけれなり。

3. 学校衛生顧問会答申と教育側の反応

事態は既に最終局面を迎えていた。7月8日、第四回学校衛生顧問会議が顧問、衛生主事全員出席のもとに開催された。「顧問会議」の議事日程を伝える『国家医学会雑誌』によれば、「第四回は本月八日にして問題の何たる事と議決の如何とは之を聞知するを得ざれども学校生徒には重大な関係あるものといふ」¹⁹⁾一文から見て、この会議において武術問題に関する決議がなされるであろうことは予知されていたと考えられる。同会の決議は次の如く簡潔なものであった。

「撃剣柔術ハ之ヲ体操術トシテ生徒ニ課スルハ害アリ但満十五歳以上ノ者ニーノ遊戯トシテ之ヲ採用スルハ妨ゲナシ」²⁰⁾

三宅議長はこれを以て直ちに文部大臣に答申したが、明らかに学校正科不採用の答申であった。だが、奇妙なことに答申後、同会の小池顧問によって答申文中字句の一部に誤りのあることが指摘された。「東京府教育会」はこれを「決議変造の疑問」と題して、「撃剣柔術を体操科として生徒に課する害有り云々の決議一度公布されるや当時医学教育社会は勿論武術家の間にも物議騒然として起りし事は読者の尚記憶に存する所なるべし、然るに頃日の軍医学会雑誌は衛生顧問会員たる小池正直氏の談を掲げて当時の会に衛生上有害説を唱へしものは三島主事一人なる事及び右決議文に、課するは害ありとあるも同会は全く課するを得ずと有りしに相違なき事を発表せしより、たちまち同会内の粉紜となり」²¹⁾と報じている。さらに記者は各顧問に面会を求め、真相を明らかにしている。

- 一. 彼の新聞雑誌に出でし決議案なるものは議長より具申せしものと相違なき事、之を公にせしは木場局長なる事
- 一. 決議案は小池顧問が手にて起草せられたるものにて之には明らかに「得ず」と有りて「害有り」とは書せずと小池氏の明言ある事
- 一. 三宅、長谷川、小金井、緒方、豊住、バルツの諸顧問又「得ず」と有りしと証言する事故に顧問総数九人の内七人までは「得ず」とありしを認めおる事
- 一. 議長の具申書は小池氏の起草案により三島主事が作りて廻せしものなる事、三宅議長は一応捺印の際之を視しも深く意を留めざりし為「得ず」とありしや「害有り」と有りしやは明らかならざりし事²²⁾

そして、この問題の処理をめぐる「顧問会議」の「明十四日（7月14日）の定会には必ず一大波乱を起こすべき有様とはなりぬ」と推測している。

一方、『教育報知』も直ちにこの問題を取り上げ、事柄の深奥に三島の思惑ありと見ていた。そして、「……を課するは害有りと言ひ、課するを得ずと言ひ、その表面に与えたる影響に関しては著しき差異なかるべけれども、若し世人の唱道するが如く顧問会多数の意見により得ずと決議したるものとせば、これ明らかに顧問会の決議を無視した行為となる」と述べ²³⁾、この件に関して文部大臣は速かに真相を究明せよと主張した。

11月14日の定例会議は、決議文の訂正を行いその結果を公表した。

「撃剣柔術は体操術として之を課するを得ず然れども一つの遊戯として満十五年以上の生徒

に之を採用することを得²⁴⁾」

ここで激論がかわされたか否かは知るよしもないが、本件に関する審議内容は一切報道されていない。

では、「学校衛生顧問会」答申に対する教育側の反応はいかなるものであったか。『教育時論』は言う。「撃剣といひ柔術といひ、僅かに一局面の観察講究を遂げたるのみにて一概に之を賞揚し若しくは之を排斥するが如きは、決して適當の処置といふことを得ず、いわんや顧問会議の答申の如く只僅かに其要旨を世に示したにすぎず」と²⁵⁾。

「顧問会議」の審理の非公開性については、既に『教育報知』が「事情の妨げなき限りは学校衛生会議と世上教育社会との消息を疎通せしめたいものなり」と述べ、衛生側と教育側との交流を求めている。そして、『教育時論』は「顧問会」答申を採用するか否かは文部省の判断であるから、当局が教育世論なるものを考慮され、かつ利害得失を多面的見地から検討され、然るべき後に判断を示されるよう切望している。

一方、『教育報知』は社としての立場、見解を述べるという体裁をとらず、むしろ会員個人の意見を語らせていた所に特色があった。それらの意見の色合いについて大別して答申賛成と反対論があった。まず答申に賛成する立場からは、体操科の本旨は生理衛生的知見にもとづく合理的な身体形成にあるという主張であった。

「元年、体操科は身体發育の自然を助けんが為に、各部均一の運動を遂げしめんことを目的とするものにて、その技の用途を論ずるを要せざるもの、単に身体各部均一運動の目的を得ば足れりとするものなり。故に若し其技の用途を目的として採用するが如きは、すこぶる体操の本旨に違ふものといふべし、しかるに古昔の武技の如きは全く其用途の為に練習の要用を起こしたるものなれば、之を以て直ちに体操科に採用せんと欲するが如きは抑も誤れるの甚だしきものなり」²⁶⁾

さらに、尚武思想の養成は何も撃剣柔術に限らないのだという主張からの賛成論も登場する。「撃剣柔術を体力の軟弱なる小学生徒に課するべからずといふは固と衛生上よりみたるのみ、衛生上より撃剣柔術を排したればとて撃剣柔術以外に適當の方法を求めて尚武の氣風を養成するが如きは勿論の美事なるを失わず、尚武思想の養成は撃剣柔術に関するものにあらず、而して武とは素と格闘の謂にあらず、氣の勇にしてその豪なる即ち之を武といふ」²⁷⁾

ところで、会員の中には答申に疑義を抱き、この問題に対する自らの意見、要望を寄せる者もいた。岩崎淵平は「柔術に就きて²⁸⁾」の中で、今般の答申は何度読み返しても「其所以を考察するも氷解を得るに苦しむなり」と率直に批判している。彼によれば、柔術は児童の發育上に効果をもたらすものであるが、ただ世間では柔術を「一に人を投げ人を倒すを以て其術を得るものと為す如し又彼の乱捕を見て妄りに自由の体力を勝敗の間に競ふとのみ想像さるるならん」と理解するが故に、体力的に未発達な幼年児童にこれを課することに危懼の念を抱くのだという。しかし、学校ではこれを課する以上は体力にマッチした柔術の指導法を講究する必要があることを条件としなければならないと説く。

かかる論調は「非撃剣可撃剣両論者に望む」²⁴⁾においても貫かれている。小沢卯之助は撃剣を生徒に課するに際して、体育上、徳育上の利害と合わせてこれを実施する方法、即ち教授と管理の方法についての吟味が必要であることを強調した。そして、目下の現状と今後採るべき課題について提起している。

「今日の撃剣教授法を以てしてはたとえ是を正科に加ふる事とするも時間の不足をまぬがれ

ず、これ実施上に生じる教授上の障害なり、又一人を教授する傍ら若しくは数組をして練習せしむる傍ら他の生徒を監督するを得ざるべし是れ実施上に生ずる管理上の障害なり、これを除去せずば学校生徒に正科として之を課し必須科目として之を授けんとするは至難の業といはざるを得ず、ここにおいて撃剣の個人的教授を廃して学級の教授を為すの必要なるを感ずべし故にまづ学級の教授法を案出し次に撃剣に多少の改良を加えて体育の本旨に適せしむるの講究をなす要す」

おわりに

文部省が「学校衛生顧問会」に諮問した「学校生徒に撃剣柔術を課するの可否」問題は、当時の教育社会に反響をあたえた。それは、『教育時論』をして「該問題はあたかも午睡の態ある近頃の教育社会に向て一種の興奮剤となり一は一非難の声我等の耳に接するもの又少しとせず」と言わしめていることから推察される。しかし、諮問府たる「顧問会」の秘密主義の故に、水面上に現われた一部の情報なるものは臆測が臆測を呼び、この問題を報じた新聞も誤報に属するものが多かった。その典型例は東京府教育会、教務調査会がその採用方を文部省に請願し、当局は「断然排斥した」という報道であった。勿論これらの教育団体は、「顧問会」の審議過程において同会との意思疎通をはかることを期待していたが、文部省に圧力を加えた事実はなかった。

ところで、教育家と衛生家との衝突の発端となった教務調査会の「高等小学校生徒に撃剣を課する利害調査」について、今一度整理して見たい。そもそもこの調査の背景には「体育直接の目的は身体の発達を均整ににして強健ならしめ、精神を快活にして剛毅ならしむるに在り、この目的を達成する方法一つにして足らず、遊戯あり、普通体操あり、兵式体操あり、野外運動あり、水泳ありて各校相競ひ当時又は随時に之を施行し居れり。頃者撃剣は体育の目的を達すべき唯一の技術たることを唱道し試みに之を児童に課し、若しくは課せんとするもの漸く其数加ふ、然るに前数者は教則中に明記せられたるも、撃剣につきては何等の規定もなきを以て其利害に関して之を論議する者多し」³⁰⁾という状況認識があった。即ち、兵式体操普通体操中心の教科体育システムの中で、全く傍系たる武術が「小学校教則大綱」における体操科の指導目標の達成に有効であるとする教育世論の高まりがあったことに注目する必要がある。

調査事項は撃剣の体育上及び心育上における利害得失であった。その結果によれば、体育上の利益として1)呼吸の力を強くする2)筋骨を強健にする3)動作を矯捷にする4)視力を機敏にするとされ、心育上の利益としては1)撃剣には歴史的固有観念あり2)脳力を錬磨する3)礼讓の徳4)精神を快活にする5)質素の気風を養成する、が挙げられた。教務調査会は撃剣が体育上、心育上の効果を併せ持つことを強調し、それに対する意見、要望を世論に問うている。この問題に素早く反応を示したのが東京府教育会であった。そして常集会の折に武術問題を緊急討議課題とすることが決議された。

一方、こうした中央の動向は地方にも波及した。既に述べたように、戦後教育の構想が教育界の課題として要請される中で、府県教育会は精力的に教育情報の収集につとめた。

例えば北海道教育会は、『北海道教育雑誌』に教務調査会の「高等小学校生徒に撃剣を課する利害調査」のほぼ全文を掲載し、会員にその意見を求めるなど、当該問題に関与する気運を高めていた。こうした折、文部省より教育における武術の導入の適否に関する諮問を受けた「学校衛生顧問会」の動静は、教育界にとって無視できない存在であった。

武術の正科不採用の答申をめぐる「顧問会」の内部矛盾が露呈するや、教育界に過剰反応を起

こしたことはそれを裏打ちするものであったといえよう。だが、答申文をめぐる「顧問会」の内部矛盾なるものは、これを以て直ちに「顧問会」をして一枚岩たり得ないということの意味するものではない。確かに教育側が指摘する如く「害ありも得ずも其誤は別に有意ならざる事」³¹⁾であって、「顧問会」のメンバーの間には武術が学校の正科教材として不適當であるという共通理解に達していた。

問題は「課するを得ず」という表現が持つ微妙なニュアンスである。三島通良は先の東京府教育会に対する批判の中で、武術問題を体育問題として捉え、それを衛生上（医学上）の見地から学校生徒の「円満なる發育を期する能はず」と断定しているように、既に事態の結末を予告するかの発言をしていた。また、彼は職分上「学校衛生顧問に諮詢すべき事項の調査」（「勅令第百八十五号」第三条）という、いわば原案提出の任を負う立場にあった。事実、第二回会議において「第一回議案四ヶ条の中一ヶ条は會議を延長する事に決し他三ヶ条はその調査会を全会一致にて主事に一任する事となり」（『国家医学雑誌』第111号）と、武術問題の調査を三島に委任したふしも見られる。従って、当該問題の原案は学校衛生主事、三島通良が提出したと見るのが妥當であろう。

武術の心育上の効用を認める教育世論を真向から否定した三島の見解と、それに対する「顧問会」メンバーの受止め方が重要な論点となるが、この点に関しては「顧問会議」自体の審議内容にかかわる資料の未発掘によって明らかにし難い。ただ、委員の大多数が武術を「害あり」と断定する立場をとっていなかったことは事実である。また、会議では武術の教育的観点からの評価をめぐる論議が行われたとしても何等不思議ではなかった。してみれば、「体操術として生徒に課するを得ず」という決議訂正文は、日清戦争後の尚武的風潮の中から生じた武術に対する社会的関心の高まりというものを多分に意識した上での表現ではなかったか。

「顧問会」による武術の不正不採用の答申を受けた文部省は、答申の趣旨を理解しつつも、直ちにこれを制度とすべく強力な行政措置を講じなかった。ために、依然として府県の師範学校や尋常中学校の一部では体操科に武術を課していた。従って文部省は「撃剣ハ遊戯トシテ之ヲ行フノ他随意科トシテ之ヲ課スルハ許可不相成」とする高等普通学務局通牒を発した。しかし、この建前は早くも破綻しはじめる。

「本年五月三十一日文書課成高甲三一号ヲ以テ、師範学校尋常中学校ニ於ケル撃剣柔術ノ件ニ関シ及御通牒置候次第モ有之候所、右ハ教科トシテ課スルハ不都合ナルノ趣旨ニ有之候得共、元来柔道撃剣水泳ハ勿論漕艇ベースボールノ如キハ、心身ノ鍛練上益不尠モノニ有之候間、至当ノ取締法ヲ設ケテ之ヲ行ハシムルハ差支ツカエ無候」³²⁾

武術の正科編入問題は、これにより1907年（明治40）までの10年間、武術関係者の帝国議会請願運動として、またそれらを求める教育世論の結集をはかりながら、次第に実現の地歩を固めていった。

〈注〉

1) 今村嘉雄『十九世紀における日本体育の研究』不昧堂、1967年、794ページ。

氏はそのイデオログとして G. A. リーランドを挙げる。彼の立場は「生理学、解剖学、衛生学、人体測定学等を背景として体育運動を構成し、それによって人体の階調的な発達を促し、健康生活を確立しようとする」合理主義体育論であった、と見なしている。

2) 中村民雄「明治期における武術の正科教材編入のための請願運動について」『武道学研究』12-2、

1980年、2ページ。

- 3) 近藤真庸「学校衛生顧問会の研究」(1~4)『中京女子大紀要』, 1986年1987年, 1988年, 1989年。
- 4) 一. 体育はおよぶだけ活発なる運動を課するを要すべく、普通体操においても、また兵式体操と同じく手足及び全身筋力の運動を活発にし、気血の代謝を促すと同時に生徒自己において意気快活を覚ゆるの効果あらしむべし。体操の弊はあるいは死法に流れ、態勢を整え並列を正すために幾多の時間を費し、却って生徒をして厭倦の氣を生ぜしむるに至る。此の如きは却って体操の精神を失うものなり。
 二. 高等小学校男子生徒には、兵式体操を課するの際、軍歌を用ひ体操の氣勢を壮んにすることあるへし。また随意科として簡易なる器械体操を授くへし。
 三. 小学校は、運動に便するために止むを得ざる場合の外、学校内においては洋服または和服を問はず筒袖を用いしむべし。
 四. 放課時間において閑立閑話して経過するに終らしむるべからず。男女となく成るべく活発に大氣中に運動する遊戯を誘ふべし。あるいは大声急歩嬉戯の態を以て生徒の不良事となし、沈静を以て品行点に加うるが如きは当を得たるものにあらず。
 五. 生徒をして筆記及び暗誦を務めしむるは過度に腦力を勞せしむるものなれば、特に必要の場合の外これを用いざらんことを要す。
 六. 小学校の課業のうち、生徒の最も困難を感ずるものは作文とす。初級の生徒には作文を授くべからず。もし簡単な作文を授くるも、これを以て試験の問題とすべからず
 七. 小学校において施行するところの試験法は、あるいは褒貶の意味に偏し、点数によりて毎朝席順を上下し、または賞与を与ふる等、過度に生徒の神經を刺激するの弊あり。これひとり普通教育の主義を誤るのみならず。また生徒の体育を害するものなり。自今各学校は試験による席順の上下を廃すべし。
 八. 小学校においては生徒は喫煙すること及び烟器を携帯することを禁ずべし。
 九. 華奢安逸は自然に軟弱を招くものなり。都會の生徒の學校に往來する者あるいは車に乗るが如きは、學校規律の外に係わるといれども、校長及び教員は注意を加えて成るべく歩行せしむることに誘導すべし。
- 5) 長井久一郎「第九回帝國議會ノ衛生問題」『大日本私立衛生會雜誌』第152号, 1896年。
- 6) 『國家醫學會雜誌』第109号, 1896年, 37ページ。

尚、勅令第八十五号第五条の明文によって、文部大臣の命により本會に出席を許可された文部省高等官は次の通りである。木下広次(専門學務部長)、木場貞長(普通學務局長)、吉田勇吉(文部參事官)、長井久一郎(文部書記官)、久留正道(文部技師建築掛長)

- 7) 『國家醫學會雜誌』第111号, 1896年, 35ページ。
- 8) この講演は大日本私立衛生會總會において三島通良が行ったものであるが、その全文は『大日本私立衛生會雜誌』第32号, 1896年4月、及び『國家醫學會雜誌』第108号, 1896年6月に掲載されている。
- 9) 『國家醫學會雜誌』第111号, 1896年, 7月, 36ページ。
- 10) 『大日本私立衛生會雜誌』第157号, 1896年, 656ページ。
- 11) 「學校衛生取調」『教育報知』第503号, 1896年, 4ページ。
- 10) 『教育報知』(第516号)は、「學校衛生顧問會議は事務上關係なき人の傍聴を許さざるを以て規則とせり、コハ固より然らざるを得ざるの性質の者たらん。然れ共、事情の妨げなき限りは會議一般の傾向

を世人に知らしめして、成るべく学校衛生会議と世上教育会との消息を疎通せしめたき者なり。顧問会の性質はもと学務上の一諮問府たり、会議の事たる言うまでもなく一般教育家に知らしめ難き者あらん、又知らしめて妨げなきも多からん、知らしめ難きはもとよりこれを知らしむなかれ、知らしめて不都合なきを知らしむるは何の不都合なかるべし」と述べている。

- 13) 本山幸彦『明治教育世論の研究 下』福村出版、1972年、36ページ。
- 14) 『教育報知』第489号、1895年、17～18ページ。
- 15) 『北海道教育雑誌』第45号、1896年、4～8ページ。
- 16) 『教育報知』第518号、1895年、4ページ。
- 17) 『国家医学会雑誌』第111号は、「所謂教育家と三島医学士との衝突」と題する論評を行ったが、三島が同会の幹事でもあったためか終始三島を弁護している。
- 18) 『教育報知』第518号、1895年、5～6ページ。
- 19) 『国家医学会雑誌』第111号、1896年、35ページ。
- 20) 『教育報知』第520号、1896年、23ページ。
- 21) 『東京府教育会雑誌』第85号、1896年10月、31ページ。
- 22) 同 上、31ページ。
- 23) 「学校衛生顧問会の決議文について」『教育報知』第528号、1895年、4ページ。
- 24) 『国家医学会雑誌』第115号、1896年、40ページ。
- 25) 「体育問題と撃剣柔術」『教育時論』第408号、1896年。
- 26) 「武術体操の流行」『教育報知』第529号、1896年。
- 27) 「非撃剣柔術問題は尚武思想の養成を妨げず」『教育報知』第526号、1896年。
- 28) 『教育報知』第523号、1896年。
- 29) 『教育報知』第532号、1896年。
- 30) 「高等小学校に撃剣を課する利害の調査」『北海道教育雑誌』第45号、4～8ページ
- 31) 『東京府教育会雑誌』第85号、1896年、32ページ。
- 32) 「師範学校又ハ尋常中学校ニ於テ教科外ニ柔術撃剣等採用方」(明治三十一年 六月二十二日 高等普通学務局通牒)